

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称： こどものまち杉村保育園	種別： 保育所	
代表者氏名： 杉峯 日登美	定員（利用人数）： 60名（74名）	
所在地： 愛知県名古屋市北区大杉町5丁目74番地		
TEL： 052-908-1310		
ホームページ： https://www.glove-heart.jp/		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日： 令和 2年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 株式会社グローブ・ハート		
職員数	常勤職員： 18名	非常勤職員： 9名
専門職員	（園長） 1名	（栄養士） 2名
	（主任） 1名	（調理員） 2名
	（保育士） 18名	（保育補助） 3名
施設・設備の概要	（居室数） 4室	（設備等） 保育室、調理室、職員室
		多目的室、休憩室等

③理念・基本方針

★理念

- ・法人
こどもとまちがつながる機会を提供し、社会を元気にします
- ・施設・事業所
生きる力を育てる

★基本方針

- ・五感を使って楽しく遊びます
- ・子どものペースで楽しく遊びます
- ・異年齢と楽しく遊びます
- ・大人も一緒に楽しく遊びます
- ・楽しい遊びを子どもが考えます

④施設・事業所の特徴的な取組

・園庭の一角に畑をつくり、植物や野菜・果物を栽培している。クラスで子どもたちと話し合い、栽培したい物を決め、苗や種の購入から始まり水やりなどの世話を通して、作物への興味や関心を育てている。自分たちの手で育てることで、1つひとつの作物にも命があることを学び、食べることは命をいただくことだと体感できるようにしている。

・生き物の飼育を通して、様々な生き物への興味や関心を育てたり、子どもたちに命の大切さを伝えたりしている。

・外部講師を招き、課内にて体操教室、課外にて英語教室を行っている。保育士と共に専門の講師が指導にあたることで、子どもたち1人ひとりの得意な面を伸ばしていけるようにし、生きる力を育てている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 4年 5月25日(契約日) ~ 令和 5年 7月21日(評価確定日) 【令和 5年 1月17日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	0 回 (平成 年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆園長の改革意識

園長は1月に就任したばかりであるが「1月えんだより」において自らの園運営や管理に関する方針と取組みを明確に打ち出している。また、玄関先でカブトムシやクワガタムシ、サワガニを飼育し、子どもたちの生き物への興味や関心を育てたり、命の大切さを率先して伝えようとしている。職員の園内研修を実施し、保育の質の向上等、様々な取組みに意欲的に取り組んでいる。

◆働きやすい職場づくり

有給休暇の取得や時間外労働のデータは、毎月園長が作成して管理している。9月にメンタル面のアンケート調査を実施し、結果は職員に直接通知されている。職員の悩み相談窓口は、法人として男女1名ずつの職員が決められ、職員の休憩室に掲示されている。福利厚生についてはインフルエンザの予防接種の助成や、ホテルに格安に泊まれる制度がある。「ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認証されている。

◆個別指導計画の標準化の取組み

個別の指導計画は全てパソコン入力である。自由に使えるパソコンには限りがあるが、譲り合って効率よく記録している。職員によって、記録の内容や書き方、精度に差異がある場合は、主任や園長が確認した上で差し戻している。その都度指導した内容は残っており、繰り返しの指導は無く指導の効果を上げている。

◆食育の取組み

食育計画を年齢別に4期で作成している。「給食だより」を毎月配信し、月に合った日本の伝統食を楽しいイラストを加えて紹介している。「園だより」にも同様に、日本の文化を紹介し、伝統行事に因んだメニューを給食に盛り込んで提供している。園庭の畑で野菜や果物を育て、収穫する喜びを味わい、クッキングの経験が子どもたちの生活を豊かにしている。

◇改善を求められる点

◆会社と園との情報の共有化

子どもの数や利用率は、毎月法人本部に園長が報告している。保育のコストや地域の子どもの推移等の分析は、園長をはじめとした職員と法人との共有には至っていない。今回の第三者評価の自己評価の記述からも、法人との共有が図られていない事例が散見された。

◆「中・長期計画」の策定

中・長期計画は、理念や基本方針の実現に向けた3～5年の具体的な取組みを示すものであるが、園の中・長期計画が策定されていない。保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等の現状分析を行い、さらに、財務面での裏付けと合わせた中・長期計画の策定を望みたい。また、単年度の事業計画は策定されているが、職員や保護者との共有が図られていないため、改善されたい。

◆保護者意見を反映させた園運営

法人による年2回の保護者アンケートが実施されている。しかし、アンケートの結果は分析・検討されず、改善策が明確に示されていない。個人懇談や個人面談等の記録に関しても、園には残されていない。充実した保育実践のために、また円滑な園運営のためにも、子どもや保護者の満足度を把握し、出された意見や要望に対して適切に対応することが求められる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

お世話になり、ありがとうございました。
園児や保護者様の立場に立ち、皆様から信頼される園づくりの為に頂いたご意見や評価を基に、職員間で話し合うことができました。
次年度の重点目標へ反映していく所存です。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 理念や基本方針が、パンフレットやホームページに記載されている。理念・基本方針が変更され、園長はじめ職員に周知されていないことがあるが、理念や基本方針は事業経営や保育の拠り所となるものであり、度重なる変更は考慮されたい。職員の行動規範は「行動指針：クレド」に記載されている。保護者には入園時の説明で周知されるが、職員への周知は図られているとは言い難い。			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 区の保育園長会に出席することや「名古屋市の保育」という冊子で、社会福祉事業全体の動向を把握している。また、在籍する子どもの数や利用率は、園長が毎月会社に報告しているが、保育のコスト分析や地域の子どもの推移等の分析は行っていない。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 経営状況や改善すべき課題については、職員の平均勤続年数が1.7年と短く、また、若い職員が多いため、保護者に寄り添うこと等の支援力の向上が課題となっている。また、この経営課題が役員間の共有や職員に周知されていることが解決や改善に向けての前提条件となるが、共有や周知ができていない。			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a ・ b ・ ㉠
<コメント> 中・長期計画は、理念や基本方針の実現に向けた3～5年の具体的な取組みを示すものであるが、策定されていない。保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等の現状分析を行い、さらに、財務面での裏付けと合わせた中・長期計画の策定を望みたい。			
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 運営する6ヶ所の保育所を網羅する形で「令和4年度株式会社グローブ・ハート事業計画」が策定されている。しかし、中・長期計画がないことから、将来を見据えた上での単年度計画とはなっていない。この法人の事業計画を、園の実情に合わせた独自の事業計画に展開して明文化を図りたい。			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ b ・ ㉔
<コメント> 事業計画は法人が作成したものであり、職員等の参画や意見が反映されたものとなっていない。また、その内容についても職員と共有されているとは言い難い。事業計画の達成のためには職員が作成に参画していることや、内容を理解していることが条件となる。事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しの方法について検討されたい。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ b ・ ㉔
<コメント> 法人の事業計画は作成されているが、園独自の事業計画がないことから、保護者には周知されていない。事業計画は子どもの保育に関わることであり、園の保育の意図を伝えるものである。園独自の事業計画を策定し、その主な内容を保護者に周知し、理解を促す取組みを実施されたい。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 開園して3年弱の保育所であり、今回、初めて第三者評価を受審した。受審にあたっては、職員がチームを作って自己評価を行った。今後、定期的な第三者評価の受審と、年1回以上の自己評価を実施し、改善計画の策定につなげる、P l a n (計画策定) → D o (実行) → C h e c k (評価) → A c t i o n (改善)のサイクルを活用しての保育の質の向上に取り組まされたい。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ b ・ ㉔
<コメント> 今回が初めての第三者評価受審であり、評価結果の分析は未実施であり、園として取り組むべき課題を明確にしていない。職員の参画の下で、改善策や改善計画を策定し、改善のための取組みを計画的に行うことを期待したい。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a	ⓑ・c
<コメント> 園長は1月に就任したばかりであるが「1月えんだより」において自らの園の運営・管理に関する方針と取組みを明確にしている。有事（災害・事故等）における園長の役割と責任について「災害マニュアル」で明確にされているが、不在時の権限委任先を明確に示した文書は確認できなかった。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a	ⓑ・c
<コメント> 園長は、区の保育園長会や法人の園長研修で、園運営に關しての遵守すべき法令等を学んでいる。また、月1回開かれる職員会議でそれらの内容について職員に報告し、周知を図っている。単に保育現場に関わる法令だけでなく、雇用、労働、防災、環境への配慮といった幅広い分野を網羅するという点では、今後の課題となる。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	Ⓐ	b・c
<コメント> 園長としては1月の就任であるが、玄関先でカブトムシやクワガタムシ、サワガニを飼育し、子どもたちの生き物への興味や関心を育てたり、命の大切さを率先して伝えようとしている。また、職員の園内研修を実施するなど、保育の質の向上を図るために様々な取組みに意欲的に取り組んでいる。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	a	ⓑ・c
<コメント> 人事、労務、財務等については法人主導で行われており、これらの面については園長の指導力を発揮するまでには至っていない。法人全体の方向性として、手書きの記録や連絡帳をパソコンやスマートフォンを利用してのものに切り替えている。また、保育補助として、夕方から園内の消毒をする職員を増員する等、職員の業務負担の軽減を図っている。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a	ⓑ・c
<コメント> 法人として、保育士養成校との関係構築を図っている。会社説明会を複数回おこなったり、内定式を12月に実施する等、職員の新規採用に向けての取組みを積極的に行っている。また「保育士バンク」を活用し、人材の確保を図っている。しかし、園長の交代が開園から3名となっており、安定した園運営のための抜本的な見直しを要す。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a	ⓑ・c
<コメント> 法人として、6月に「自己評価シート」を作成し、11月に職員の自己評価を行い、それを基に園長による評価が実施されている。職員の専門性や職務遂行能力の評価を園長との面談で行っている。「行動指針：クレド」に期待する職員像が見えるが、総合的な人事基準は明確ではなく、職員への周知には至っていない。職員が自らの将来像を描けるような、総合的な人事制度が求められる。			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>有給休暇の取得や時間外労働のデータは、毎月園長が作成している。9月にメンタル面のアンケート調査を実施し、結果は職員に直接通知されている。法人の悩み相談窓口として男女1名ずつの職員が決められ、休憩室に掲示されている。福利厚生については、インフルエンザの予防接種の助成やホテルに格安に泊まれる制度がある。ワーク・ライフ・バランス推進企業として認証されている。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>6月の「自己評価シート」に、職員自身の課題と目標が記入できるようになっている。設定した目標について、園長との面談が行われ、設定時の面談と目標達成度の確認が行われている。目標設定は法人が「期待する職員像＝行動指針：クレド」や理念・基本方針等を踏まえたものになるよう、目標項目、目標水準、実施期限等が明確にされることを期待したい。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ③ ・ c
<p><コメント></p> <p>園長の食品衛生法、防火管理者の資格取得は、研修参加の目的が明確になっているが、その他についての教育・研修に関わる方針は不明確である。職員各自の課題と参加する研修とを紐づけし、研修計画に反映させることが望ましい。研修計画やカリキュラムの評価と見直しを検討されたい。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	a ・ ④ ・ c
<p><コメント></p> <p>全職員の専門資格の取得状況等を把握している。新任職員は経験の長い職員と同じクラスに配置し、OJTを行っている。外部研修参加者は「研修報告書」を提出している。土曜日の研修に参加した職員には、手当が支給されている。正社員については研修の機会があるが、パート職員までには至っていない。職員会議の中で伝達研修を行う等、全ての職員に研修の機会を設けられたい。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ⑤ ・ c
<p><コメント></p> <p>保育実習生や高校生のインターンシップの受入れを行っている。しかし、受入れのマニュアルは策定されておらず、指導者に対する研修も実施されていない。実習プログラムは養成校が作成したものを活用している。実習生受入れの意義や目的を明確にしたマニュアルの整備が求められる。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>理念、基本方針、保育内容、苦情解決はホームページに掲載されているが、事業計画、事業報告、予算、決算の情報は公開されていない。パンフレットは区役所に設置する予定となっている。保育を必要とする保護者等が、園の内容を知り、園を選択するために、園（法人）が情報を適切に公開、発信する必要がある（社会福祉法第75条）。情報公開の内容を検討されたい。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	a ・ ⑦ ・ c
<p><コメント></p> <p>「経理規程」に事務、経理、取引等に関するルールが記載されている。園の小口現金の取り扱いは、1万円以上の備品は2社以上の見積もりを取り「稟議書」を提出して決裁後購入している。内部監査は、法人として順次実施予定となっている。チェック体制の早期の構築を図られたい。財務については税理士に監査支援を依頼している。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果		
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。				
Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <p>地域の交通指導員による交通安全教室を、1年に1回行っているが、コロナ禍での設立・開園となったため、地域との関わりができていない。また、地域との関わりの方針についても文書化されていない。騒音についての意見が近隣住民から出ていることもあり、地域と密に関わって解決するような工夫が求められる。活用できる社会資源や地域の情報については、把握している。</p>				
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <p>短大や大学の学生の申し出に対して、ボランティアとしての受入れを行っている。また、高校のインターンシップの受入れも行っている。ボランティアの受入れ、学校教育等への協力について基本姿勢を明文化されていないため、マニュアル等の作成を急がれたい。</p>				
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。				
Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	ⓐ	b	c
<p><コメント></p> <p>社会福祉協議会の子どもサポートといった活用できる社会資源や地域の情報については掲示し、ファイルに綴じて玄関先で閲覧できるようにしている。区の保育園長会や杉村小学校との連携会議（2月開催）に参加している。また、未就園児を対象として「北区子育て広場2022」にも参加している。</p>				
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。				
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <p>地域の具体的な福祉ニーズの把握は、主に区の保育園長会で行っている。「幼稚園に通っているが、子どもを預かってもらえないか」という電話による相談があったが、一時保育事業を行っていないため断った。また、区としては1歳児の入園希望が多くなっていること、産休明けの保育を希望する保護者がいること等が、保育ニーズとして挙がっている。</p>				
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <p>子育て相談や未就園児の体験のための「砂場で遊ぼう」という取組を実施した。小規模保育事業A型の「こどものまち保育室すぎむら」（系列園）からの転園希望児を、当園が受入れている。また、市の防災訓練が9月に実施され、共同して行っている。公益的な事業・活動については、さらなる検討を期待したい。</p>				

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>基本姿勢を「保育園の案内」や「入園のしおり」に記載し、玄関にも掲示している。子どもが互いを尊重する心を育てるために、4・5歳児合同で保育をし「いたわる・憧れる・頑張る」姿を見て、自然に身に付くようにしている。保護者理解は、入園説明会や入園式に園長が冊子で説明している。職員は入社前に研修を受けるが、その後にも共通理解を得る機会は無く、継続した取組みが求められる。</p>		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>プライバシーの保護規程やマニュアル等が整備されている。子どものプライバシーを守るために、おむつ替えは人目を避け、おもらし時の着替えはトイレの中で行い、水遊び時も同様に園舎の周りをシートで覆っているが、マンション上階から見えるため、着替えは園舎の中で行っている。保護者からはプライバシー保護と権利擁護に関し同意書を得ている。職員理解のための研修を要す。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>保育所選択に必要な情報は、保護者個々にホームページやSNSを通して入手している。コロナ禍により、見学希望者は保育室には入らず、事務室から見える範囲で、園長がリーフレットを使って説明している。しかし、園の情報資料であるリーフレットは、園内のみでの配付である。園の特性・特長を記載したリーフレットを他の公共施設等にも設置し、より多くの人が入手できるよう検討されたい。</p>		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>保育の開始・変更の情報は「保育園運営規程」に記載され、入園式に「入園のしおり」を用いて園長が保護者に説明しており、同意を得て書面で残している。特に配慮の必要な保護者への説明についてはルール化されていないが、「苦情対応マニュアル」を参考にしたり、職員会議で情報を共有するなどして対応している。配慮の必要な保護者への説明について、ルール化し明文化が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>入園した子どもが転園・退園した場合、保育の継続性に配慮した手順や引き継ぎ文書は定められていない。これまでに、転園先からの問い合わせはない。また、退園後、保護者が相談できる担当者や窓口は未設置であるが、実際には子どもに関わった担任が行うこととなる。退園後の相談方法や担当者についての説明文書を作成し、文書を渡すことが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>法人による保護者アンケートは、年2回行われている。しかし、このアンケート結果は分析・検討はされず改善策が明確に示されていない。個別面談や懇談会は希望者だけが行っている。ただし、年長児は就学に向けて全員対象となっている。個別面談や懇談会等も記録が残されておらず、把握した結果を分析・検討するまでに至っていない。満足度の把握についての仕組み作りが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>苦情解決の体制は一部未整備のため機能していない。入園式で、園長が「入園のしおり」を使って説明しているが、分かりやすく説明した掲示物は見当たらない。今年度苦情は1件あり、保護者と担任とのコミュニケーション不足に関するものである。この事例に関し、苦情解決に至った取組みの記録が見当たらない。保護者へのフィードバックもなく、苦情解決の仕組みの再構築を望みたい。</p>		

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 保護者が相談や意見を述べたりする機会については「入園のしおり」に明文化され、入園式で説明されているが、それを分かりやすく説明した文書は掲示されていない。相談や意見を述べやすくするために、プライバシーに配慮して、相談場所は事務室や多目的ルームで行っている。保護者が相談や意見を述べたい時に、相手を複数の職員の中から選ぶことができる説明文の配付や掲示が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 意見箱の設置を望む保護者の声がある。保護者の意見を積極的に把握しようとしているが、記録方法や報告の手順等を定めたマニュアルはない。保護者から意見や要望が出たときは、職員同士で周知するに留まっている。迅速、かつ、誰もが同じ対応が取れるよう、対応マニュアルを明文化して組織的に取り組むことを期待したい。また、マニュアルは定期的に見直しをすることを望みたい。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> リスクマネジメント委員会は未設置であるが、園長が責任者となって安全な保育を提供している。ヒヤリハット報告は月末の会議で行うが、ヒヤリハット報告から1件が「事故報告書」に発展している。怪我に繋がりそうなヒヤリハットは緊急対応が必要であり、未然防止や再発防止を検討されたい。砂場の猫の糞等を点検して消毒し、安全確保に役立っている。事故防止に関する職員研修が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 感染症対策についての管理体制は不十分である。感染症の予防と発生時の対応について、全職員が研修を受けているが見直しがされていない。新型コロナウイルス感染症はマニュアルに追記されておらず、追記が求められる。感染症発生時に、保護者への情報提供は掲示板やアプリ通信等で行っているが、コロナについては情報提供が遅いという声もある。感染症対応の体制を、早急に整備することが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 災害時対応体制が決められているが、マニュアルには曖昧な部分がある。子どもや保護者、職員等の安否確認の方法や、保育を継続するための初動時対策等の一部未整備である。災害時の備蓄に関しては、アレルギー児対応や医薬品にも配慮が求められる。防災計画に沿って避難訓練等を実施しているが、消防署や地域と連携した訓練が望まれる。災害時の安全確保について、マニュアルを総点検されたい。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 標準的な実施方法としてのマニュアルや手順書は少ないが、保育に必要な項目は文書化されている。また、ファイル化したマニュアルが棚にあり、誰でも見られるようになっている。しかし、園内での研修等でマニュアルを活用し、職員周知を図る取組みはない。また、標準的な実施方法に基づいて保育実践が行われているかを、確認する仕組みづくりを検討されたい。</p>		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 標準的な実施方法の見直しはされていない。園全体で共有や見直しをする機会は少ないが、年間指導計画は年度末に、月週案は月案会議で検証や見直しを行い、次の指導計画に反映させている。PDCAサイクルを活用し、継続的に実施することが保育の質の向上には必要であり、保育実践の場で変更された方法や内容が、標準的な実施方法に反映されることを期待したい。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> アセスメント用紙に保護者が記入し、面接時に確認している。「全体的な計画」に基づく個別の指導計画は、乳児（3歳未満児）と障害児は作成されているが、3歳以上児についても、子どもの発達を保障していくためには個別の指導計画を作成することが望ましい。アレルギー児も同様に、記録を個別のファイルに綴る等、アセスメントから個別指導までを個人の情報、発達の記録として捉える方法を検討されたい。		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 指導計画の見直しの時期や検討会議の参加職員等が決められているが、変更した内容を関係職員に周知する手順が定められていない。指導計画を緊急に変更する場合は、主任か園長に確認する仕組みはある。指導計画の評価・見直しは、標準的実施方法に反映されているか、また、子どもや保護者のニーズを反映した保育実践であるか、それらを検証して保育の質の向上に関わる課題を明確にすることが望まれる。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 個別の指導計画は、障害児（支援児）は手書きであるが、他の子どもたちは全てパソコン入力である。自由に使えるパソコン台数は5台であるが、上手く譲り合って対応している。職員によって、記録の内容や書き方に差異がある場合は、園長、主任が確認して差し戻している。その時の指導内容は残っており、繰り返しの指導がなく、指導の効果を挙げている。		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 「個人情報保護規程」に沿い、子どもの記録は鍵の掛かる書庫に保管されている。保存年数・廃棄等の定めはあるが、記録が曖昧である。「情報開示規程」はあるが、未だ開示請求の事例はない。データの持ち出しは禁止だが、カメラ3台は使用する職員の判断に委ねられ、カメラの持ち出しルールは明文化されていない。「個人情報保護規程」については、入社時研修で学び、その後研修は行われていない。		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <p>「全体的な計画」は、全職員で携わって見やすく作成されている。園長・主任が骨組みを作成し、それを会議で検討している。特色は、年齢ごとに指導計画を作成した食育の野菜作りである。理念は毎年変更されるが、「全体的な計画」はそのままである。「全体的な計画」や指導計画は理念を拠り所として組み立てられるものであり、理念は一定の普遍性を持たせることが望ましい。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <p>夏は、熱中症対策で水分補給や換気、エアコンなどを使い、適切な状態に心掛けている。温湿度等の調整は、記録として残されていない。週1回、寝具や玩具を洗ったり消毒をしている。手洗い場には踏み台を置き、オムツ台やパンツを履く台などもあり、発達に合わせて安全を補っている。玩具の消毒は、コロナ禍への対応として、回数を増やすことを検討をされたい。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「早く！」や「ダメ！」といった急かす言葉を使わないように心掛けているが、余裕がないとつい使ってしまう。職員はそれに気づいており「受容」することを大事にしながら子どもと接している。園内見学の際には、不適切な言葉は聞かれない。制止するのではなく「どうする？」と問いかけるようにしている。誉める、認める言葉も視野に入れて取り組んでいる。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>生活習慣を身に付けるためには、家庭の協力が必要であり、情報交換は、送迎時の会話や連絡帳等で行っている。子どもが理解しやすいように絵カードにしたり、誉めてやる気にさせたりして、生活習慣が無理なく身に付くようにしている。幼児は給食当番での経験を通して、また、制服で登園して体操服に着替えることを通して、自然に生活習慣が身に付くよう援助している。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>散歩を異年齢で関わる機会とし、4・5歳児は合同で保育をしている。地域との関わりとしては、ハロウィンでお菓子をもらいに行ったり、散歩で挨拶されたりすることがある。それらが、社会的ルールを学ぶ機会となっている。「切紙工作」を得意としている地域の女性から、子どもたち全員に蟻やてんとう虫等の切り紙のプレゼントがあり、子ども達は遊びを豊かにしている。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <p>0歳児は個別指導計画が立案されている。育児相談は「連絡ノート」や送迎時の会話からも出てくる。「連絡ノート」には、相談内容について返事が書かれているが、コピーは残されていない。口頭で相談された場合にも、記録が残されていない。アプリからの悩みの相談は、担任が対応している。これらの意見は新人職員にとって生きた教材であり、研修等に活かすことが望まれる。</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <p>1・2歳児は、自我が芽生え始め、噛みつき等もある。担任から被害者、加害者共に保護者に謝罪している。成長過程で現れる現象であることを、事前に保護者の理解を得る方法を検討されたい。悩み相談はアプリから0歳児同様担任が対応している。口唇期に加えてコロナ禍であり、玩具の消毒は丁寧に行っている。探索活動ができる活動範囲を、室内に限定せずに環境整備を工夫されたい。</p>		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> コロナ禍により、運動会や発表会等が縮小や中止となっている。共同的活動を就学先の小学校へ伝えることや「幼児期の終わりまでに育てて欲しい10の姿」への取組みは限定的になっている。小学校の教師が子どもの様子を見に来園した際に、質問に答える程度である。就学前の5歳児は大切な時期でもあり、発達に合った保育が課題として挙げられている。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 障害のある子どもが3名在籍し、加配制度で統合保育を行っている。個別指導計画、クラス指導計画の双方の計画を関連付けて支援している。園舎は新しいが、障害に応じた滑り止めや段差をなくす等、障害のある子どもに適した環境には配慮されていない。入園希望の見学者が、階段があるために入園申込みを諦めた例もある。医療機関や専門機関から助言を得ているが記録がない。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 保育の継続性に配慮した指導計画や取組みは意識されていないが、異年齢の集団では好きな玩具で遊んでいる。在園時間に配慮し、おやつや水分補給はしている。子どもの人数に対して職員が少ないため、ゆったりと過ごすことが難しい、との職員の思いもある。発達に合った環境や、在園時間を考慮した環境整備について、検討することが望まれる。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> コロナ禍により、子どもが小学校の生活に見通しを持つ機会は減っており、学校見学は外から行った。散歩で歩き方や信号の見方を教え、絵本を通して小学校に関心や期待、あこがれが持てるよう取り組んでいる。就学前健康診断で、入学に関する期待は高まっている。保護者にとっては、入学説明会が見通しを持つ機会となっている。職員と小学校教師の連絡会議や意見交換等はない。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 健康管理に関するマニュアルや、保健計画は作成されていない。既往症や予防接種状況はアセスメントで把握しており、年度末に保護者が追加記入している。けがや体調悪化等は保護者に伝え、事後確認もしている。職員はSIDS（乳幼児突然死症候群）の知識を有し、午睡時には適切にチェックして記録を残している。「保健だより」を、毎月アプリで配信している。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 健康診断、歯科健診の結果は、関係職員に周知されている。保健計画はないが、健診の結果を歯磨きや手洗い、好き嫌いなく食べる等、子どもの食生活に反映させている。コロナ禍によって、家庭でも手洗いや歯磨きなどが生活指導として反映されている。結果はクラス毎のファイルで保管しているが、子ども個々のファイルに保管して管理することが望ましい。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> アセスメントでアレルギーのある子どもを把握している。医師の診断の下、保護者と連携して適切な対応をしている。他の子どもとの相違は、食事時には机を離す、名前を確認する等の配慮をしている。職員はアレルギーに対する知識を有し、技術はエピペンまで習得している。他の子どもや保護者に、アレルギーに関しての理解を得ることは、個人情報保護の観点から行っていない。</p>		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント> 年齢別に4期に分けた食育計画を作成している。「給食だより」を作成し、毎月、日本の伝統食を紹介し、子どもが見ても楽しめるイラストを加えて配信している。「園だより」にも同様に、日本の文化を紹介し、家庭でも食事を楽しむ事や食の大切さを保護者に伝える工夫をしている。園庭で野菜や果物等を育て、芋の収穫を喜び、クッキングを行って生活を豊かにしている。</p>		

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 検食は園長が行い、残食の記録や検食簿の記録から、献立や調理の工夫に反映させている。行事食は、毎月の誕生会や七夕、豆まき等の日本の伝統行事に因んだメニューが提供されている。調理員は、毎週土曜日に子どもと一緒に食事をしており、子どもの声に直接耳を傾けている。「衛生管理マニュアル」は整備されているが、食中毒発生時の対応についても明文化が望まれる。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 2歳児までは「連絡ノート」で遊びや生活の様子を伝えている。3歳以上児は各クラスのホワイトボードに保育活動や持ち物の連絡を記載し、情報提供をしている。「クラスだより」を通して、子どもの成長や保育の理解を得る機会としている。相談や助言など、保護者との情報交換が記録されていないケースが多く、必要に応じて記録に残すルール作りが望まれる。		
A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 個別の面談の機会を作り、相談しやすい工夫をしている。保護者からの相談は担任が受け、対応が難しい場合は主任、園長が助言をしたり、担任に代わって対応をしたりしている。また、勤務時間の都合等によって、遅い時間の相談を希望する保護者には、園長が応じることとしている。相談内容は朝礼で伝え、職員間に情報共有を図っている。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 登園時の様子や着替えの際に、子どもの状態に変化がないか確認している。変化に気づいた場合は主任や園長に報告し、朝礼や職員会議で対応を協議している。虐待等権利侵害の理解についての社内研修が実施され「人権擁護のためのセルフチェックリスト」も年1回実施している。法人が作成した「虐待等権利侵害を発見した場合の対応マニュアル」の職員周知を図られたい。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 記録支援ソフト「キッズリー」を導入し、年間指導計画や月案、週案、日案を作成している。年間指導計画は4期に分けて評価・反省を行い、月案、週案、日案も同様に評価・反省を記載できる仕組みになっている。これらが職員同士の学び合いや意識の向上につながるよう、また、園全体の保育実践の自己評価につながるよう、さらなる工夫が求められる。		